

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年8月5日～2021年8月11日)

令和3年(2021年)8月13日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b></p> <p>第三国へ亡命を希望したベラルーシ五輪陸上選手による記者会見                  トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首代行就任に関する世論調査                  最高裁判所規律部の活動の部分的停止                  トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首代行の大統領選挙出馬に関する発言                  カチンスキ「法と正義」党首による最高裁判所規律部改革に関する発言                  ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣の更迭と連立与党「合意」の与党「統一右派」脱退                  ラジオ及びテレビ放送に関する法律改正案の下院通過                  行政手続法改正案の下院再通過                  ベラルーシからの不法移民の増加に関するポーランド・リトアニア首脳共同声明                  米下院議員によるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正に関する共同声明の発出                  ポーランド軍による海上演習実施                  ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との電話会談                  ベラルーシ大統領選挙1周年に関する声明                  行政手続法改正案、ラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案に対する米國務省声明</p>								お願ひ3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出していただく。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話22 696 5005 FAX 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p><b>治安等</b></p> <p>いたずらでテロ予告をSNSに投稿した女性を警察が特定                  ベラルーシからの不法移民が増加</p>								
<p><b>経済</b></p> <p>(義務的)企業別年金(PPK)への参加状況                  「Polish Deal」に対する地方政府の反応                  2021年第2四半期の平均賃金                  国営石油・ガス会社統合の見通し                  洋上風力発電事業、ポーランド国営電力会社と協力関係にない外国人投資家を排除                  ポーランド第2の水素バレーの設置                  米仏コンソーシアムで原発建設の可能性</p>								
<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                  欧州でのテロ等に対する注意喚起                  「たびレジ」への登録のお願い                  新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                  マイナンバーカード取得のお願い                  年金受給者の現況届提出について                  特例郵便等投票について                  大使館広報文化センター開館時間                  文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館                  ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>								

第三国へ亡命を希望したベラルーシ五輪陸上選手による記者会見【5日】

5日、第三国へ亡命を希望し、ポーランドへ渡航したチマノウスカヤ・ベラルーシ五輪陸上選手が記者会見を行った。ポーランドを選んだ理由として、亡命希望に対してポーランド政府から迅速な反応があったことや、同選手の両親の勧めがあったことを挙げた。また、政治亡命に関しては未だに決断を下しておらず、夫と話し合う旨述べた。さらに、ベラルーシで同様の状況に陥っている人々に対し、支援する意思があることを訴えた。

同選手は、その後、ポーランド国営企業PKN Orlenがスポンサーを務めるチームに加入した。

トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首代行就任に関する世論調査【5日】

5日に発表された世論調査機関IBRISによる世論調査によると、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首代行の政界復帰について、調査対象者の54, 3%が悪影響がある、36, 1%が良い影響がある、と回答した。

最高裁判所規律部の活動の部分的停止【5日】

5日、マノフスカ最高裁判所第一長官は、最高裁規律部に付託される案件について、①懲戒及び免責特権に関する新規案件については最高裁判所第一長官秘書室に付託される、②既に規律部に付託された案件の処理については規律部長官または当該案件を担当する裁定委員会によって決定されるが、現在のところは判断を差し控える、とする最高裁規則を定めた。懲戒に関する案件は、11月15日を期限として、裁判官の懲戒制度を効果的に機能させるための法的制度が導入されるまで同規則が適用される。

トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首代行の大統領選挙出馬に関する発言【5日】

5日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首代行は、2025年大統領選挙に出馬する意図があるかどうか問われ、出馬するつもりはない、と答えた。同党首代行は、ブリュッセルに戻る気はない、と付言した。

カチンスキ「法と正義」党首による最高裁判所規律部改革に関する発言【7日】

7日、与党「法と正義」(PiS)のカチンスキ党首は、ポーランド国営通信(PAP)のインタビューに答え、現在の形での最高裁規律部を廃止することを明らかにした。同党首は、規律部に関する改革案は9月に発表されると述べた上で、同改革案は7月15日の欧

州司法裁判所(ECJ)の判決が下されるよりもずっと以前から議論されてきた改革の一環であり、同判決を受けた結果ではないことを強調した。また、同党首は、裁判官の免責特権について問われた際、法の下では誰もが平等であり、裁判官が免責されている国は非常に少ないと指摘し、ポーランドにおいても裁判官の免責特権は剥奪されるべきであると述べた。

ポーランド政府は、司法の独立の観点から問題のある最高裁規律部の停止を命じたECJ判決をどのように履行するのかについて、8月16日までに欧州委員会に対して回答することが求められている。

ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣の更迭と連立与党「合意」の与党「統一右派」脱退【11日】

11日、ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣(連立与党「合意」党首)が更迭された。ミュレル報道官は、更迭の理由として同副首相や「合意」所属の議員・閣僚が担当する社会経済プログラム「Polish Deal」の関連法案策定作業の遅れを挙げ、当面の間、モラヴィエツキ首相が開発・労働・技術大臣を兼務することを明らかにした。

ゴヴィン副首相は、かねてから「法と正義」(PiS)の重要政策である「Polish Deal」の税制改革を批判するとともに、税制の変更に伴う地方自治体の歳入減少の負担を軽減する対応策を求めていた。また、同副首相は、ラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案についても消極的な態度を示し、「合意」が提示する修正案が受け入れられなければ同改正案に反対すると表明していた。

同日、ゴヴィン副首相の更迭に呼応する形で、「合意」が「統一右派」から脱退することを決定した他、「合意」に所属する副大臣5名が辞任を表明した。

ラジオ及びテレビ放送に関する法律改正案の下院通過【11日】

11日、ラジオ及びテレビ放送に関する法律(放送法)の改正案が下院で審議され、賛成228票、反対216票、棄権10票で可決された。与党「統一右派」や「クキス'15」の議員3名、無所属議員2名の他、同日に「統一右派」からの脱退を表明した「合意」の議員5名が賛成に回った。同改正案については修正が施され、発効してから7か月の間は現在進行中の放送法免許付与手続きを停止するとともに、国家ラジオ・テレビ放送協会(KRRiT)の協会員選出プロセスを変更することとなった。

当初、放送法改正案の投票に先んじて、「ポーランド農民党」(PSL)のコシニャク・カミシュ党首が提出した下院会期を9月2日まで延長する決議案に関する投票が行われ、賛成多数で可決された。しかし、

その後「クキス'15」の議員が誤って票を投じたとして再投票を求め、下院規則に則って同決議案に関する投票が再度行われ、反対多数で否決されたため、予定通り放送法改正案に関する投票が実施された。

10日、同改正案の下院審議・投票に先がけて、ポーランド全国約80の都市で同改正案に反対するデモが行われ、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首代行等の野党議員が参加した。

同改正案は、法人等が放送免許を付与されるためには、欧州経済領域(EEA)加盟国ではない国に本部または恒久的所在地を有する他の外国法人等に、直接的または間接的に依存していないことを条件とする等の規定が含まれているため、米ディスカバリー社を親会社に持つ民間放送局TVNを狙い撃ちにしたものとみられており、国内にとどまらず、米国や欧州委員会からも批判されている。

### 行政手続法改正案の下院再通過【11日】

11日、行政上の決定に対する不服申立期間を30年とする行政手続法の改正案が下院で再可決された。同改正案によれば、裁判所は、財産に関する行政上の決定について過去30年以内になされた決定に限り、不服申立ての審査をすることができるとしており、同期間制限は現在係争中の案件にも適用されることになっている。同改正案は一度下院を通過した後、上院が過去30年という期間制限を設けないという修正案を付して下院に差し戻したが、下院は同修正案を退けて同改正案について再可決した。同改正案が発効されるためには、ドゥダ大統領の署名手続きのみとなり、大統領は3週間以内に署名するか下院に差し戻すか決めなければならない。

同改正案については、共産主義政権によって没収された私有財産について、特に、元の所有者が返還請求を行うことが不可能になる点がホロコースト・ユダヤ人関係者や米国から問題視されていた。

## 外交・安全保障

### ベラルーシからの不法移民の増加に関するポーランド・リトアニア首脳共同声明【6日】

6日、モラヴィエツキ首相は、ベラルーシからの不法移民が急増していることを受けて、シモニーテ・リトアニア首相と共に声明を発出した。同声明は、ベラルーシのルカシェンコ政権が、EUとその加盟国に政治的圧力をかけるための武器として不法移民を利用していることを非難し、EU及び域外のパートナーによる迅速な対応と共同行動の必要性を訴えた。

ポーランドとベラルーシの国境を越える不法移民も増加傾向にあり、先週、国境警備隊は、必要な書類を持たずに国境を越えようとしたために拘束した者の総数は900人近くに達していると発表した。拘束者のほとんどがベラルーシ以外のアジアやアフリカからの不法移民となっている。

### 米下院議員によるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正に関する共同声明の発出【6日】

6日、米下院外交委員会の超党派の議員6名は、ラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正に関する共同声明を発出し、自由で独立したメディアと米国のポーランドへの投資を保証するよう求めた。同声明は、ポーランドでは、「連帯」運動を始めとして共産主義体制から自由民主主義体制への移行が進み、民主主義の原則と基本的自由に対する共通のコミットメントに基づいて、米・ポーランド関係に対する強力で確固とした超党派による支援が行われてきたことに言及し、ポーランドにおいて報道の自由、独立した司法、法の支配に対する攻撃が続いていることに対する懸念を表明した。

### ポーランド軍による海上演習実施【8日】

ポーランド軍による海上演習が、バルト海のポーランド海域で来週末まで実施される。本演習では、対潜ヘリコプターによるフリゲート艦と連携した潜水艦の捜索及び撃滅、第3水上艦戦隊による対艦戦闘及び第8沿岸防衛戦隊による沿岸防衛戦闘等が演練される。また、同演習には昨年同様にリトアニア空軍のヘリコプターが参加する。

### ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との電話会談【9日】

9日、ドゥダ大統領は、ナウセーダ・リトアニア大統領と電話会談を行った。両大統領は、ベラルーシとの国境を越えてリトアニアに流入する不法移民に関連したリトアニアとベラルーシの国境の危機的状況について議論した。同会談はリトアニア側の主導によって行われた。ドゥダ大統領は、リトアニア政府に対するポーランドの完全な連帯を保証し、また、ポーランドは自身の能力と手段に応じて、この危機に対処するために必要なあらゆる技術的支援をリトアニアに提供すると強調した。両大統領は、ベラルーシ当局の行動を非難するとともに、ベラルーシ当局の行動は移民の尊厳を傷つけ、状況を悪化させているとの考えで一致した。

### ベラルーシ大統領選挙1周年に関する声明【9日】

9日、外務省は、昨年8月のベラルーシ大統領選挙から1年を迎えたことを受けて声明を発出した。同声明は、ベラルーシ当局による平和的な抗議活動者に対する暴力や抑圧に対して非難するとともに、人権や民主主義の原則のために闘う全ての人々との連帯を改めて表明した。また、同声明は、ベラルーシの民主化プロセスにおける野党の重要性を指摘し、

自由で民主的かつ透明性のある大統領選挙が実施され、野党との政治対話が始まり、ベラルーシのポーランド人少数者団体の代表者を含む全ての政治犯が釈放されることを望むと述べた。

行政手続法改正案、ラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案に対する米國務省声明【11日】

11日、米國務省は、ポーランド議会下院において行政手続法改正案、ラジオ及びテレビ放送に関する法律(放送法)の改正案が可決されたことを受けて声明を発売した。

同声明は、行政手続法改正について、ホロコーストの生存者等がポーランドの共産主義政権によって不当に没収された財産の返還を受けるための手続を大幅に制限するものであるとして同法案に対する

深い懸念を表明し、ドゥダ大統領が同法案に署名しないことを強く求めた。

また、放送法改正について、米国最大の投資先の一つでもあり、最も視聴されている独立系報道機関であるTVNを標的とするものであり、メディアの自由を脅かし、ポーランドの強固な投資環境を損なう恐れがあるとして、同法案を深く憂慮していると表明した。同声明は、ポーランドは、NATOの重要な同盟国であり、トランスアトランティック同盟が共有された民主主義の価値観と繁栄に対する相互のコミットメントに基づいていることを理解しているとも述べ、ポーランド政府に対し、言葉だけでなく行動によっても、これらの共有された原則へのコミットメントを示すことを強く求めると強調した。

治 安 等

いたずらでテロ予告をSNSに投稿した女性を警察が特定【8日】

あるSNSサイトに、銃やライフルを提示した写真とともに、「well, we take a school」というキャプションが掲載され、テロ攻撃の脅威を示唆する情報として、インターポールに通報され、ポーランド警察に情報が提供された。捜査の結果、警察は、マウオポルスキエ県に在住する女性が投稿者であることを特定した。同人は写真の撮影を認めた上、冗談のつもりだったと述べた。当該武器はレプリカであったという。

ベラルーシからの不法移民が増加しているとの報道【9日】

9日、国境警備隊は、ベラルーシ側から不法に越

境してきたとして、合計で349名の外国人を拘束したと発表した。同発表によると、多くの移民はイラク人又はアフガニスタン人であったという。また、今年に入ってからベラルーシとの国境を不法に越境して拘束された外国人は871名であると指摘した。報道によると、昨年1年間で拘束された者は114名であり、本年は大幅に増加しているという。

先週、ヴォンシク内務・行政省副大臣は、ここ最近、ベラルーシとの国境で不法移民の拘束が増えていると述べた上、チマノフスカヤ・ベラルーシ五輪陸上選手の亡命受入との関係について指摘した。同副大臣によると、ベラルーシ当局は移民を「生きた武器」として利用しているという。

経 済

経済政策

(義務的)企業別年金(PPK)への参加状況【5日】

2019年から段階的に導入されている(義務的)企業別年金(PPK)を管理するポーランド開発銀行(PFR)によると、企業及び公的機関の両方を合わせて、同制度に参加するポーランド人は28.8%に留まっているという。また、専門家は、計算方式の違いにより、実際の加入率は21%と更に低いと見積もっている。本制度への加入は法令によって義務付けられているにも関わらず、未だに約70万社がPPKの導入を実施していないという。政府は、これらの企業の取締りを検討しているとされ、9月にもPPKへの参加要請の送付を予定している。本件を遵守しない場合には、罰則を科すことも検討されている。

「Polish Deal」に対する地方政府の反応【10日】

新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の実施により、地方政府は2022年～2030年の間に総額1,450億ズロチの予算を失うことになると見積もられる。最も影響を受けるのはワルシャワのような大都市で、同市は17億ズロチの損失が見込まれる。地方政府は、住民のためのサービスの一部廃止や投資の削減、地方税の引き上げなどを余儀なくされることを懸念しており、政府に対して、例えば個人所得税の地方政府への配分を引き上げるなど、歳入の劇的な減少から地方政府を守るための施策を要請している。

マクロ経済動向・統計

2021年第2四半期の平均賃金【10日】

中央統計局(GUS)によれば、2021年第2四半期

の平均賃金は5,504.52ズロチ(約1,205ユーロ)で、対前年同期比9.6%増、対前期比3.1%減と

## ポーランド産業動向

### 国営石油・ガス会社統合の見通し【9日】

国営石油・ガス会社 PKN Orlen は、同業の Lotos とガス会社 PGNiG を今年中に買収する予定であったが、完了できない可能性があるという。PKN Orlen が石油の上流ライセンスを保持するためには、ポー

ランドでの規制変更が必要であり、それには時間がかかるだろうと当地のアナリストは分析している。同社は、当該ライセンスを全て維持することを優先しているため、現在この問題を分析していると当地紙に語った。

## エネルギー・環境

### 洋上風力発電事業、ポーランド国営電力会社と協力関係にない外国人投資家を排除【9日】

民間雇用者連盟レヴィアタンは、インフラ省が発表した洋上風力発電所建設に関する規則案に導入された要件について、外国企業や民間企業を排除するものであると評価した。規制の内容は、石炭を保有する国営電力会社が優遇されており、立地許可を取得しやすく、洋上風力発電所の入札で支援を受けることが可能となっている。このため、国営企業と協力関係にない外資系企業や民間企業も影響を受ける可能性があり、同連盟は、規則案の見直しを求めている。この新しい要件は、公的な協議を経ずに最新版の文書に盛り込まれた。

### ポーランド第2の水素バレーの設置【10日】

ポーランド産業開発庁(ARP)は、ポーランドで2つ目の水素バレーをシレジア地方に設置することを

発表した(1つ目はポドカルパツキエ県)。国家復興計画によると、ポーランド国内に少なくとも水素バレーを2か所設置する予定である。

### 米仏コンソーシアムで原発建設の可能性【11日】

当地エネルギー関連の情報発信サイト(Energetyka24)によると、ポーランド政府は、原子力発電所の建設について、米と仏のコンソーシアム設立に向け協議しているという。この計画では、米ウエスチングハウス社が原子炉を提供し、仏EDF社が部品とエンジニアリングサポートを提供することになっている。この方法であれば、発電所の早期建設が可能で、資金調達も容易になるとされるが、当地シンクタンクのポリティカ・インサイトは、米と仏の共同建設はコストが高くなるだけで、全体の契約締結を希望する米国からの反対も予想されるため、現実ではないのではないかと指摘している。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテ

口が相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。  
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」  
(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)
  - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」  
(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)
  - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル  
(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

#### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご留意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付す

ることができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3－6700－1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布（同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布）されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23\\_003459.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html)

総務省HP：[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/tokurei\\_yuubin.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html)

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日（月）から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### 【開催中】展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館において、展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びプロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：ワルシャワ市、Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24

詳細：<https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

### 【予定】アニマツリ2021【8月13日（金）～15日（日）】

ワルシャワにおいて、日本の大衆文化愛好家協会「アニマツリ」主催による日本文化紹介イベント『アニマツリ2021』が開催されます。日本文化及び日本のポップカルチャーに関する様々なワークショップ、講演会やコスプレ・コンクール等が予定されています。

開催場所：ワルシャワ市、「Nowe Horyzonty」財団カンファレンス&トレーニングセンター、Bobrowiecka 9

詳細：<https://festiwal.animatsuri.pl/>

### 【予定】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日（金）～12月5日（日）】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅をしながら・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細：<https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

### 【開催中】シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展【8月13日（金）～27日（金）】

クラクフ市のアクセントヴィチ広場(Plac Axentowicza)において、社会福祉法人福田会主催による「シベリア孤児来日 100 周年記念パネル巡回展」が開催されます。日・ポーランド関係において重要な出来事である、日本赤十字及び日本政府によるシベリア孤児救出の歴史等を紹介する展覧会です。観覧は無料です。

開催場所:クラクフ市、Plac Teodora Axentowicza

詳細: <https://siberianchildren.pl/panel-exhibition/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### 皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### 【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))